

(訳文)

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定

日本国及びスイス連邦は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、  
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「スイス」とは、スイス連邦をいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。
  - 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
  - スイスについては、スイスの市民
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度に関する日本国の法律及び規則

スイスについては、次条2に掲げるスイスの法律及びその規則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度を管轄する政府機関

スイスについては、連邦社会保険庁

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スイスについては、老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する権限のある補償基金

(f) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによるすべての保険料納付期間、保険料免除期間及び合算対象期間

スイスについては、すべての保険料納付期間及びスイスの法令により保険期間に該当すると定義され

## る期間

ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するため考慮することとされた期間は、含めない。

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

(h) 「イスの領域内に住所を有する」とは、恒常的に滞在する意図をもつてイスの領域内に滞在することをいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられてゐる意味を有するものとする。

## 第二条 この協定の適用範囲

1 日本国については、この協定は、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii) 国家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v) 私立学校教職員共済年金

(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

(ii) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

(iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

(iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

(v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

(vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十四条、第二十五条、第二十八条（3の規定を除く。）及び第三十条2の規定は、(a)に掲げる日本国 の年金制度についてのみ適用する。

2 スイスについては、この協定は、次の法律について適用する。

(a) 老齢保険及び遺族保険に関する連邦法

(b) 障害保険に関する連邦法

(c) 疾病保険に関する連邦法

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十四条、第二十五条、第二十八条（3の規定を除く。）及び第三十条2の規定は、(a)及び(b)に掲げる法律についてのみ適用する。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、次に掲げる者について適用する。

(a)(i) 日本国又は日本国 の出入国管理に関する法令に基づき日本国 の領域内における永住を適法に認めている者

(ii) (i) に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族

(b) (i) スイス国民

(i) に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族

(c) (i) 千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する条約第一条又は千九百六十七年一月三十一日の

難民の地位に関する議定書第一条にいう難民であつて、一方の締約国の領域内に居住する者

(ii) (i) に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、一方の締約国の領域内に居住する

者

(d) (i) スイスの法令の適用に当たつては、千九百五十四年九月二十八日の無国籍者の地位に関する条約第

一条にいう無国籍者であつて、一方の締約国の領域内に居住する者

(ii) (i) に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、一方の締約国の領域内に居住する

者

(e) (i) 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがあるその他の者

(ii) (i) に規定する者に由來する権利を有する家族及び遺族

ただし、イスラエルの法令の適用に当たつては、次条、第五条及び第十六条から第十九条までの規定は、この(e)に規定する者については、適用しない。

#### 第四条 待遇の平等

##### 1 日本国の法令の適用に当たつては、

(1) 前条(b)、(c)及び(e)に掲げる者は、日本国民と同等の待遇を受ける。

(2) (1)の規定は、次の規定の適用を妨げるものではない。

(a) 日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する

##### 日本国(の)法令の規定

(b) 日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる任意加入に関する日本

##### 国(の)法令の規定

(c) 日本国民以外の者に対して認められる脱退一時金に関する日本国(の)法令の規定

2 スイスの法令の適用に当たつては、

(1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条(a)、(c)及び(d)に掲げる者は、イスラエル国民と同等の

待遇を受ける。

(2) (1)の規定は、次のイスの法令の適用を妨げるものではない。

(a) 任意の老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する法令

(b) スイス連邦の業務又は老齢保険及び遺族保険に関する連邦法第一条(a)1(c)に規定する機関の業務に  
関連して、海外において有給で雇用されるイス国民についての老齢保険、遺族保険及び障害保険に  
関する法令

(c) 老齢保険及び遺族保険に関する連邦法第一条(a)4(b)に規定する機関によつて有給で雇用されるスイ

ス国民についての任意の老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する法令

第五条 海外への給付の支払及び給付を受ける権利

1 日本国の法令の適用に当たつては、

(1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の領域外に通常居住することのみを理由として  
給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する日本国の法令の規定は、イスの領域内に通常居住  
する第三条(a)から(c)まで及び(e)に掲げる者については、適用しない。

(2) 日本国の法令による給付は、両締約国の領域外に通常居住する第三条(b)及び(e)に掲げる者に対しても

は、その者が日本国民であつた場合と同一の条件で支給する。

## 2 スイスの法令の適用に当たつては、

(1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、スイスの領域外に通常居住することのみを理由として  
給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限するスイスの法令の規定は、第三条(a)から(d)までに掲げ  
る者であつて、日本国の領域内に通常居住するものについては、適用しない。

(2) (1)の規定は、障害保険による通常年金であつて、障害により所得能力の五十パーセント未満を失う被  
保険者についてのもの又はスイスの老齢保険、遺族保険及び障害保険による特別年金及び無能力者手当  
については、適用しない。

(3) スイスの法令による給付は、両締約国の領域外に通常居住する第三条(a)に掲げる者に対しては、その  
者がスイス国民であつた場合と同一の条件で支給する。

## 第二部 適用法令に関する規定

### 第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

#### 第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に入りし、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として、最初の五年間は、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が最初の五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。ただし、当該派遣の延長期間が最初の五年を経過した後一年を超えない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に

よる事前の同意を得ないで、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することを認めることができる。

3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、最初の五年間は、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4 3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が最初の五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して3に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。ただし、当該自営活動の延長期間が最初の五年を経過した後一年を超えない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関による事前の同意を得ないで、当該自営業者に対して当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することを認めることができる。

5 1及び3の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

#### 第八条 海上航行船舶において就労する被用者

一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この条の規定の適用に当たっては、イスの旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者は、イスの領域内で就労しているものとみなす。

前記の規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている場合には、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

#### 第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

#### 第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいづれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

#### 第十二条 随伴する配偶者及び子

- 1 スイスの領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定により日本国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、スイスの領域内において有給で雇用されないことを条件として、スイスの法令は、適用しない。
- 2 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりスイスの法令の

適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

- (a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、第二条1(a)(i)、(b)(iii)及び(b)(vii)に掲げる制度に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

- (b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、第二条1(a)(i)、(b)(iii)及び(b)(vii)に掲げる制度に関する日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

この2の規定により第二条1(a)(i)、(b)(iii)及び(b)(vii)に掲げる制度に関する日本国の法令の適用を受けない配偶者及び子については、それらの者がスイスの領域内に住所を有するものとみなしてスイスの法令を適用する。

## 第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

## 第三部 紿付に関する規定

## 第一章 日本国の給付に関する規定

### 第十三条 通算

- 1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スイスの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。
- 2　1の規定の適用に当たっては、スイスの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

### 第十四条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

- 1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスイスの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給

付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

3 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

#### 第十五条 紿付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十三条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスイスの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（日本国の中の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の中の被用者年金制度における保険期間及びスイスの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の中の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の中の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける

権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

## 第二章 スイスの給付に関する規定

### 第十六条 障害保険（リハビリテーションに関する措置）

1 第三条(a)(i)に掲げる者であつて、リハビリテーションに関する措置を受ける権利を取得する直前に、ス

イスの老齢保険、遺族保険及び障害保険に保険料を納付する義務を負っていたものは、イスの領域内に滞在する限り、当該措置を受ける権利を有する。

- 2 第三条(a)(i)に掲げる者であつて、有給で雇用されず、かつ、リハビリテーションに関する措置を受ける権利を取得する直前に、年齢を理由としてイスの老齢保険、遺族保険及び障害保険に保険料を納付する義務を負わないが、イスの保険により保障されるものは、当該措置を受ける権利を取得する直前に少なくとも一年間中断することなくイスの領域内に居住していた場合には、イスの領域内に住所を有する限り、当該措置を受ける権利を有する。同条(a)(i)の規定に該当する未成年の子については、イスの領域内に住所を有する場合において、イスの領域内で障害を有する子として生まれ、又は出生から中断することなくイスの領域内に居住していたときにも、当該措置を受ける権利を有する。
- 3 三箇月を超えない期間イスを離れる第三条(a)(i)に掲げる者であつてイスの領域内に居住するものは、2の規定において、イスの領域内における居住を中断したものとはみなされない。
- 4 日本国の領域内で障害を有する子として生まれた第三条(a)(i)の規定に該当する者の母親がイスの領域内に住所を有する場合において、当該子の出生の前に二箇月を超えない期間日本国のが領域内に滞在したと

きは、当該子については、スイスの領域内で障害を有する子として生まれたものとして取り扱う。分娩の過程で障害を負った子の場合には、スイスの障害保険は、出生の後最初の三箇月の間に日本国の領域内において生じた費用の負担についても、スイスの領域内において当該費用を負担するために必要であったであろう費用と同一の程度まで責任を負う。

5 4の規定は、両締約国の領域外で障害を有する子として生まれた第三条(a)(i)の規定に該当する者について準用する。この場合において、スイスの障害保険は、子の健康状態により第三国の領域内で緊急に措置をとる必要があった場合にのみ、当該領域内において生じた費用の負担について責任を負う。

#### 第十七条 保険期間の通算

- 1 スイスの法令による保険期間のみに基づいた場合にはスイスの障害保険による通常年金の給付を受ける権利の取得の要件を満たさない者について、スイスの実施機関は、当該給付の権利の取得のため、スイスの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮する。
- 2 スイスの法令による保険期間の合計が一年に満たない場合には、1の規定は、適用しない。
- 3 スイスの法令による給付を受ける権利が1の規定に基づいて確立される場合には、当該給付の額は、ス

イスの法令による保険期間にのみ基づいて決定される。当該給付の額の計算は、イスの法令に従つて行われる。

#### 第十八条 一時金

1 第三条(a)(i)に掲げる者又はその遺族がイスの領域内に居住せず、かつ、イスの老齢保険及び遺族保険による通常部分年金について、対応する通常完全年金の十パーセント以下に等しい通常部分年金の給付を受ける権利を有する場合には、当該通常部分年金の代わりに、保険事故の発生のときにイスの法令により支払われる当該通常部分年金の現在価値に相当する一時金を当該者又はその遺族に対して支給する。

同条(a)(i)に掲げる者又はその遺族であつて当該通常部分年金を受給していたものがイスを恒常に離れる場合においても、出発のときの当該通常部分年金の現在価値に相当する一時金を支給する。

2 通常部分年金の額が、対応する通常完全年金の十パーセントを超える額であつて二十パーセント以下の額である場合には、第三条(a)(i)に掲げる者又はその遺族であつて、イスの領域内に居住しないか又はイスを恒常に離れようとしているものは、通常部分年金又は一時金の受給のいずれかを選択することができる。その選択については、給付を受ける権利を有する者が保険事故の発生のときにイスの国外に滞

在している場合には当該通常部分年金の給付を決定する手続の過程において行われ、又は当該者がスイスの領域内において既に年金を受給していた場合にはスイスを離れるときに行わなければならない。

3 既婚の夫婦の双方がスイスの保険により保障されてきた場合には、双方についてスイスの年金の給付を受ける権利が確立されたときにのみ、スイスの老齢保険による通常部分年金の代わりに一時金を支給する。

4 一時金がスイスの保険により支払われた場合には、既に納付した保険料に係る保険に対し、更なる申請を行うことができない。

5 1、2及び4の規定は、スイスの障害保険の通常年金について準用する。ただし、給付を受ける権利を有する者が五十五歳に達しており、かつ、当該者の障害に関する要件を満たすための追加の検証が見込まれないことを条件とする。

#### 第十九条 特別年金

1 第二条(a)(i)に掲げる者又はその遺族は、当該者又はその遺族がスイスの遺族保険による特別年金、障害保険による特別年金又は老齢保険による特別年金（スイスの遺族保険又は障害保険による特別年金に代わ

るもの）の申請を行う日の直前に当該者又はその遺族が少なくとも五年間継続してスイスの領域内に居住していた場合には、これらの特別年金について、スイス国民と同一の条件で受給する権利を有する。

## 2 1の規定の適用に当たっては、

(a) 関係者がスイスの老齢保険、遺族保険及び障害保険から免除されていた期間については、考慮しない。

(b) スイスにおける不在がいずれの暦年においても三箇月を超えない場合には、スイスの領域内における居住の期間を中断したものとはみなされない。三箇月の期間は、例外的な場合には、延長することができる。

## 第四部 雜則

### 第二十条 行政上の協力

#### 1 両締約国のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更（この協定の範囲及び実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

#### 第二十一条 手数料の免除又は減額及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る手数料（行政上又は領事事務上の手数料を含む。）の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

#### 第二十二条 両締約国間の連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地

を問わない。）に対して、日本語又はスイスの公用語のうちの一の言語により、直接に連絡することができる。

2 この協定の実施に際し、日本国のある当局及び実施機関は、スイスの公用語のうちの一の言語で作成されていることを理由として、また、スイスの公用語のある当局及び実施機関は、日本語で作成されていることを理由として、申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

### 第二十三条 情報の保護

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 1の規定に従つて行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

- (a) 受領機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のために、かつ、受領国の法令その他関連する法律及び規則に従つて使用することができます。

- (b) 個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用及びそれにより得られた結果について伝達機関に対し通報する。
- (c) 伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達機関は、受領機関に対し直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。
- (d) 伝達機関及び受領機関は、関係者の申出に基づき、伝達された個人に関する情報の内容及びその伝達の目的を当該関係者に対し通報する。
- (e) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従つて廃棄される。
- (f) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。
- (g) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報が許可なく使用され、修正され、及び開示されることのないよう効果的に保護する。

## 第二十四条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国のある当局又は実施機関に伝達する。

## 第二十五条 給付の支払

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の中の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

## 第二十六条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

## 第二十七条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

## 第五部 経過規定及び最終規定

### 第二十八条 効力発生前の事実及び決定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 第七条1又は3の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
- 4 締約国の法令に従つて行われる申請の場合には、申請を行うための所定の期間は、この協定の効力発生

前に開始してはならない。

5 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

6 この協定の効力発生前に決定された申請については、関係者の要請がある場合には、この協定に従つて再検討する。この条の規定に従つて行われる見直しについては、当該見直し前に支給されることとされた給付の額を減額してはならない。

7 この協定は、一時金の支払又は保険料の還付により解決された権利については、適用しない。

#### 第二十九条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

#### 第三十条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた

月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十月二十二日にベルンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

小松一郎

イスラエルのため  
に

イブ・ロシエ